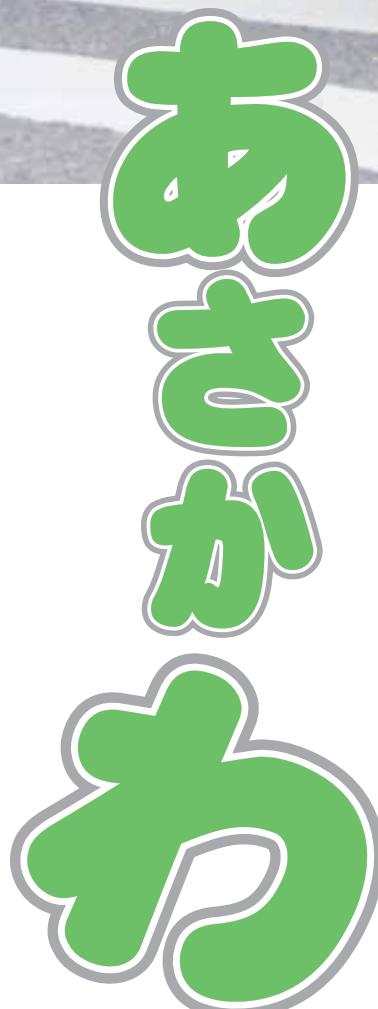




# 議 会 だ い

No. 103  
平成28年5月11日



交通事故に気をつけて  
- 春の交通安全運動 -

## P2~ 新年度予算を審査

ここが聞きたい

反対・賛成 4議員が討論

## P10~ 条例の制定・改正

手当・給与を引き上げ  
税の分割納付が可能に

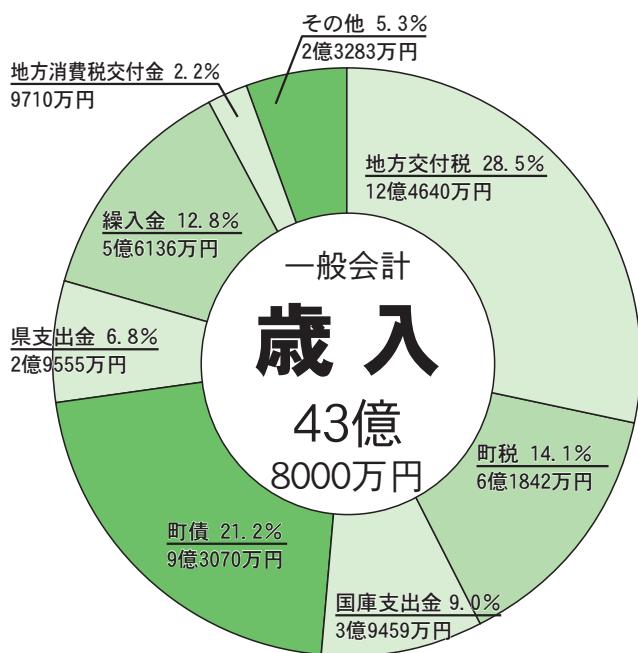
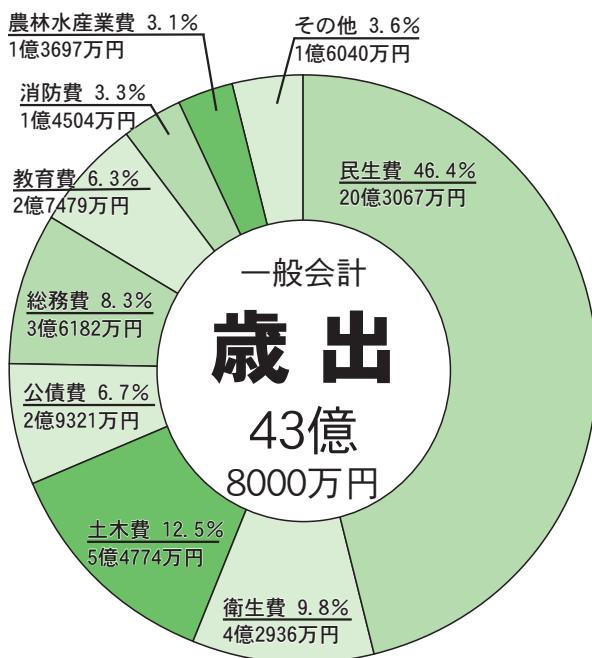
## P16 一般質問 5人が問う

## P22 追跡 県道・駅前歩道整備

## P23 古里写真館

## P24 シリーズ39 浅川の歴史さんぽ

# 平成28年度一般会計



## 施設整備に着工

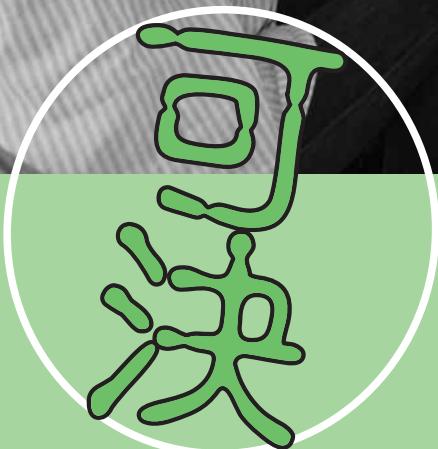
開所にむけて —

一般質問には5人の議員が、教育・福祉・行政など、23項目について質問し、活発な議論が展開されました。また、条例改正や平成27年度補正予算などを審議し、原案のとおり可決しました。平成28年度一般会計、特別会計など合わせて9会計については、すべての予算を原案のとおり可決しました。

3月議会定例会は、3月8日から16日までの9日間の会期で開かれました。初日に、町長の28年度施策方針説明があり、町政を担当するに当り、新たな決意をもつて「基盤づくり、産業づくり、人づくり、暮らしづくり、文化づくり」の基本的な取り組みを誠実に実行し、町民全員が笑顔で暮らせる町づくり、町民一人ひとりが住んでよかつたと実感できる町づくりを目指し、全力で取り組むことを表明しました。

## 3月議会定例会





おいしいね！ 浅川幼稚園の親子給食会

# 幼保一体化

— 平成30年4月

## 幼保一体化施設 整備事業

13億  
2000  
万円

造成工事と施設建設費の費用を計上。

## 給食費補助

1800  
万円

幼稚園と小中学校の子どもたちの給食費の半額補助を実施するもの。

## 図書館費

635  
万円

譲り受けた建物の土地測量と改修工事設計及び土地借上の費用を計上。

## 森林再生事業

1330  
万円

ふるさとの森林再生のため、年度別計画作成業務及び同意取得の委託料を計上。

平成  
28年度

# 一般会計予算

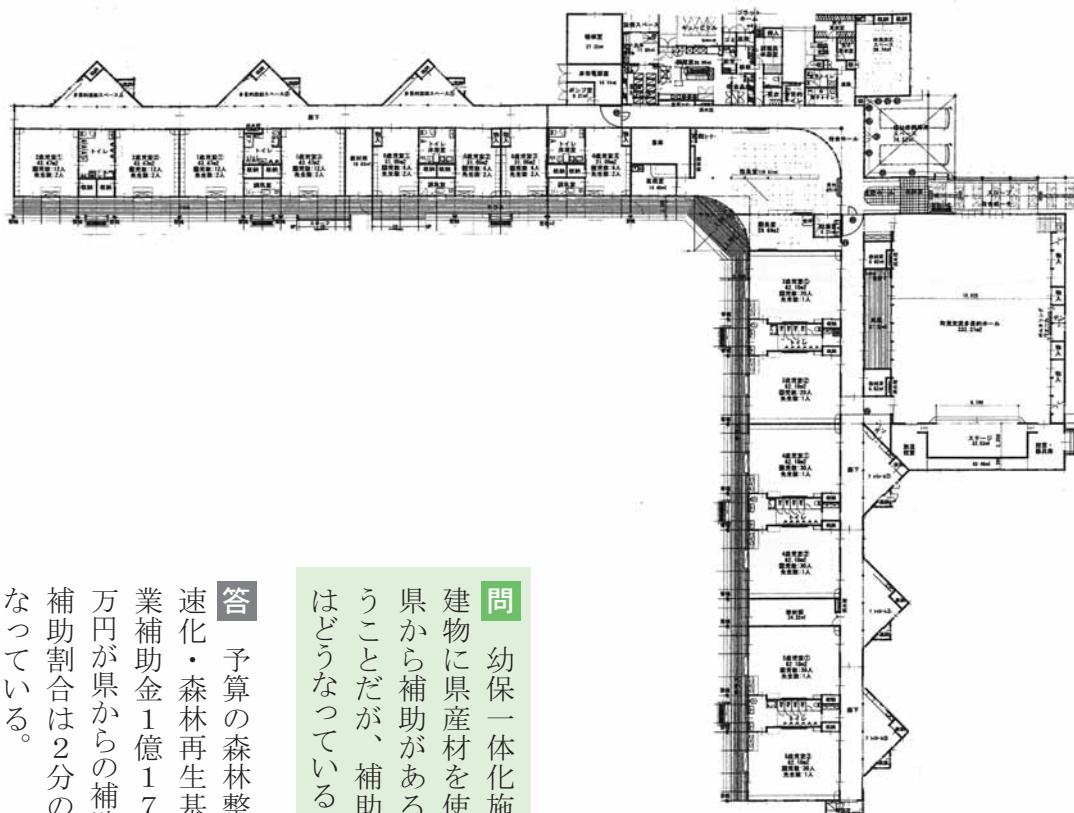
答 公民館は会議室が足りず、図書室を移そうと思っていた。常々考えていたのが旧診療所だった。今回、あの建物を壊すということになり、地権者から、町で利用するなら寄贈してもらつたらどうかと話があつて寄贈してもらった。経費をかけないでリフォームして、立派な集いの場にしたい。新たな建物を作ることは頭の中にはない。

問 旧診療所の寄贈を受ける際、ここ以外に町が新しく図書館を作ることとの比較検討をしたのか。設計の中で金がかかるとわかつたら事業は見直すのか。



図書館の建設  
旧診療所以外での検討は

地元産材利用に対する県補助は



問 幼保一体化施設の建物に県産材を使うと県から補助があるということだが、補助割合はどうなつているのか。

答 予算の森林整備加速化・森林再生基金事業補助金1億1784万円が県からの補助で、補助割合は2分の1となつていて。

# ここが聞きたい！

問 地方交付税が28年  
度は2360万円も減っ  
ているがなぜか。

地方交付税  
2360万円減る理由は

答 国勢調査人口が、  
平成22年の6888人  
から27年度は6577  
人と311人減った。  
交付税の積算で一番大  
事なのは人口で、人口  
が減ったため交付税も  
減ることになる。

問 石川地方の婚活事  
業に浅川町からの参加  
者は。そのうちから何  
組カップルが誕生して  
いるのか。

答 27年度2回実施し、  
浅川町からは男女あわ  
せて24名が参加してい  
る。カップルとして成  
立した人数は、男女あ  
わせて27人になった。

30万円以上の納稅  
者先着5名を対象に考  
えている。1人1発の  
尺玉を打ち上げて見て  
もらい、7万円×5人  
で35万円。ほか、町内  
の観光ツアーや1人4万  
円で20万円。夜、花火  
を見るので、宿泊料込  
みとなっている。

答 30万円以上の納稅  
者先着5名を対象に考  
えている。1人1発の  
尺玉を打ち上げて見て  
もらい、7万円×5人  
で35万円。ほか、町内  
の観光ツアーや1人4万  
円で20万円。夜、花火  
を見るので、宿泊料込  
みとなっている。

問 高額のふるさと納  
稅者に對して新たな返  
礼事業を行うというこ  
とだが説明を。



福島交通の路線バ  
ス、浅川石川線が廃止  
になるかもしれないと  
言っていたがどうな  
るのか。

答 地元の山白石から  
廃止されでは困るとい  
う意見があり、石川町  
からも学石の宿舎等が  
南山形にできたとい  
うことで、利用人数の増  
加が見込まれる。今  
ところ廃止という決定  
は町ではしていない。

ふるさと納稅  
高額納稅者への返礼とは

路線バス石川浅川線  
今後も存続するのか

石川地方婚活事  
業に浅川町からの参加  
者は。そのうちから何  
組カップルが誕生して  
いるのか。

## 里白石の旧最終処分場 土地の借り上げはいつまで

問 里白石の旧最終処分場（ごみ山）の用地借り上げはいつまで続くのか。誰の許可をもらって最終処分場でなくなるのか。

答 土地の借り上げ契約は、毎年一度、支払うたびに契約している。県に対する最終処分場の廃止届は近年中に考えており、昨年度調査をした。諸手続の図面とか要件がある。28年度で実施できるなら、許認可を受けて廃止の手続きをしていきたい。



現在の旧最終処分場

## かえるネットとはどういう事業か

問 新しく始まるかえるネットシステムとはどういう事業なのか。

答 認知症と認定できる方が町内に約100名いる。その方にQRコードといって1シート36枚のシールを配り、帽子や服に貼ってもらう。警察署や障害施設等で情報共有していくので、行方不明になつた時、その人が誰かがすぐわかり、速やかに帰れるようになるという事業である。

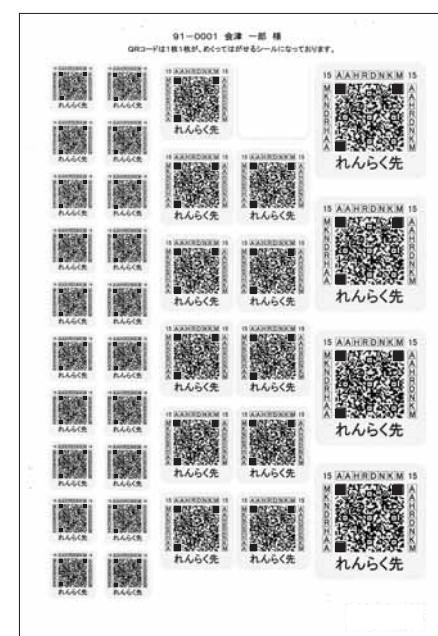
## 各種功労表彰予算減なぜ

問 各種功労者表彰に関する予算が減額になつた理由は。

答 消防団員の表彰者の欠席がかなり多いの今まで20年以上在職

だつたのを30年以上に改めたい。寄附者も100万円以上にしたい。

### 〈QRコード見本〉



※QRコードとは2次元バーコードの規格名。スマートフォンなどで読み取ることができる。



# 討論会

## －反対討論－

### －反対討論－

**上野議員**

学校給食費の2分の1を助成して支援を強化する予算は大きいに評価できる。しかし13億円を計上した幼保一体化施設建設事業は、将来子どもが増える見込みがないもので、多くの貯金を取り崩し、多額の借金をして過大な施設をつくるもので賛成できない。

県下に誇った介護保険在宅サービスの利用者全員に対する利用料半額助成を復活させるべきである。

－賛成討論－

**江田議員** 総合的に判断して、全く一般予算が今回よく包括されており。28年度は新規事業もふえている。また、

借金を背負い、貯金を失うのは子どもたちだ。さらに、浅川町が福祉に手厚い町に戻るよう

に、寝たきりのお年寄りを自宅でみていける方への激励金を復活させ、県下に誇った介護保険在宅サービスの利用者全員に対する利用料半額助成を復活させるべきである。

田中議員 この議会で何度も繰り返し求めてきた子ども園建設事業費の圧縮や、町宅造販売についての提言、里白石小学校の統合、社川河畔の桜の木の植樹問題、八紘園整備、横領公金の全額回収、子ども園建設用地の高額買い入れ、町振興計画に載せていない事業の突然の実施、中途半端の損失、町保育所等への外部委託など難しい問題にはほとんど取り組んでいない。

## －反対討論－

### －賛成討論－

**久保木議員**

提案理由の説明が詳細に報告されている。どの項目、施策においても、町民に賛成する。

【採決】  
賛成8人、反対3人で可決しました。

この議会で何度も繰り返し求めてきた子ども園建設事業費の圧縮や、町宅造販売についての提言、里白石小学校の統合、社川河畔の桜の木の植樹問題、八紘園整備、横領公金の全額回収、子ども園建設用地の高額買い入れ、町振興計画に載せていない事業の突然の実施、中途半端の損失、町保育所等への外部委託など難しい問題にはほとんど取り組んでいない。

田中議員 この議会で何度も繰り返し求めてきた子ども園建設事業費の圧縮や、町宅造販売についての提言、里白石小学校の統合、社川河畔の桜の木の植樹問題、八紘園整備、横領公金の全額回収、子ども園建設用地の高額買い入れ、町振興計画に載せていない事業の突然の実施、中途半端の損失、町保育所等への外部委託など難しい問題にはほとんど取り組んでいない。

# ここが 聞 きたい

# 特別会計

議案30号



▲保健センターの健康器具利用者

答 パンフレットを振興局と県の東京事務所に町長自ら持参したほか、報道関係では、福島民報、福島民友にそれぞれ記事として掲載

【採決】  
全会一致で可決しました。

問 町は医療費を下げる方法の一つとしてジェネリック薬品の利用促進を図っているが、町民の方々の利用状況はどうか。

答 今年1月のジェネリックの利用率は全額ベースで37・1パーセント、数量ベースで59・8パーセント、約6割がジェネリックを使用している。薬局、医療機関からもジェネリックという言葉が出てく

【採決】  
全会一致で可決しました。

## 宅地造成事業特別会計

議案31号

### 花火の里ニュータウン 被災者向け特別分譲

50%オフで分譲開始!!

東日本大震災で津波、地震、原発事故で被災された方へ宅地造成地を特別分譲します。

未分譲 37 区画全てが対象ですので集団での移転にもおすすめです。



【分譲区画の概要】

《面積》

1区画 286.74 m<sup>2</sup> (86坪)

~396.72 m<sup>2</sup> (120坪)

《価格》※特別分譲の価格

1区画 384.5万円~511.7万円

(3.3m(約1坪)あたり 約4万円~)

【問合せ先】浅川町役場建設水道課

電話 0247-36-1184

問 東日本大震災の津波、地震、原発事故で被災された被災者に向け、特別分譲が28年2月より始まつたが、PRはどう行っているのか。

された。1月28日には福島放送で放送されている。各方面に広報活動を実施してきているが、直接被災者に送ることについては、被災者の感情等を考えるといかがなものかと思っている。

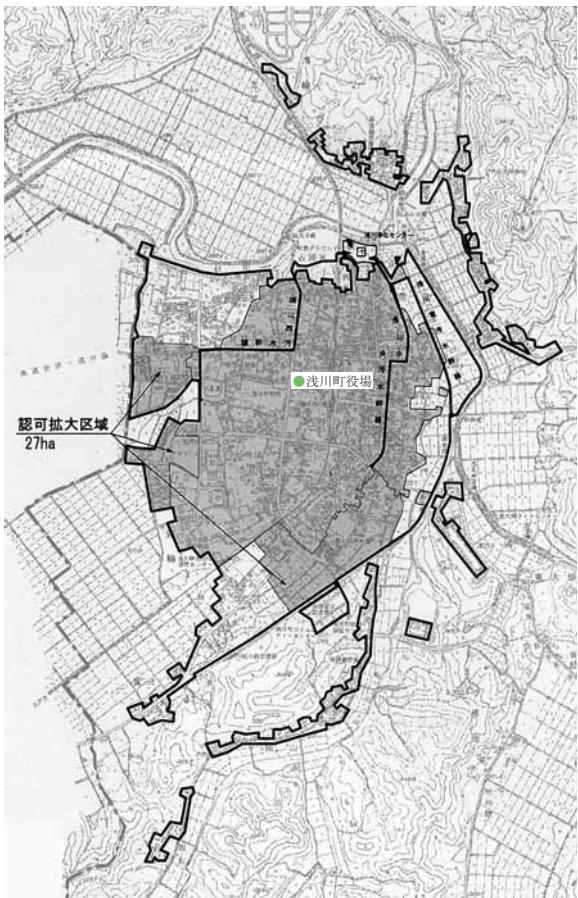
## 被災者向けのPRは――

## 公共下水道特別会計

――の事業はいつまでやるのか――

**問** この公共下水道事業は、いつ頃まで進めいく考えなのか。

**答** 汚水事業について現在の3期整備計画が平成30年度までで終了することになります。それ以降は第4期



**答** 地下水の確保については、井戸が6ヶ所、浄水場3ヶ所で事業展開をしている。将来的な水源の確保についても、平成24・27年に井戸の状態を調査した。継続して安定的に供給できる水源もあるが、新たな水源を確保しなくてはならない部分も現状としてはあるので、

## 上水道事業特別会計

――水の確保は大丈夫か――

**問** 今年度着手したばかりであり、いつまでという見通しの答弁は控えたい。

**答** 整備計画となり、第3住宅、第4住宅付近が対象になるかと思うが、この第4期計画までやるのかやらないのかの結論を出すにはまだ時間ががあるので、検討したいと思っている。

**問** 雨水事業については全会一致で可決しました。

**答** 今年度着手したばかりであり、いつまでといふ見通しの答弁は控えたい。

**採決** 全会一致で可決しました。



▲太田輪浄水場の定期検査

**問** 浅川町は地下水に今年度、用地を選定して水源の確保に向けた事業を開拓し、今後も影響のないよう、水源の対策を図りたい。

**採決** 全会一致で可決しました。



## 議案9・11・12号

### 議員・町長・教育長の 期末手当を引き上げ

特別職期末手当の改正

| 教育長       | 副町長       | 町長        | 議員        | 副議長       | 議長        |                              |        |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------------------|--------|
|           |           |           |           |           |           | 改正前                          | 改正後    |
| 56万80000円 | 60万70000円 | 75万80000円 | 22万30000円 | 23万90000円 | 30万40000円 | 〈本報(給) + 役職加算(15%)〉 × 1・575月 | 1・625月 |
| 8万5200円   | 9万1050円   | 11万3700円  | 3万3450円   | 3万5850円   | 4万5600円   |                              |        |
| 102万8790円 | 109万9428円 | 137万2927円 | 40万3908円  | 43万2888円  | 55万0620円  |                              |        |
| 106万1450円 | 113万4331円 | 141万6512円 | 41万6731円  | 44万6631円  | 56万8100円  |                              |        |

福島県人事委員会  
が職員の引き上げを  
勧告したこととともに  
ない、昨年12月支給  
分から特別職の議員・  
町長・副町長・教育  
長の期末手当を、職  
員の勤勉手当と同様  
に0・05月分引き  
上げて1・625月  
分とするもの。

### 【討論】

#### — 反対討論 —

ばつて支給する。この  
本案については、反対  
をする。

#### 上野議員 町民の大多

数が、景気がよくなっ  
ているという実感がな  
く生活が苦しい中で、  
期末手当の引き上げな  
どは行うべきではない。

田中議員 公務員給与

に準じて浅川町議員・  
町長・副町長等の給与  
を昨年の12月にさかの

江田議員 人事院の勧  
告どおり引き上げるの  
がよいと思う。  
賛成8人、反対3人

【採決】  
で可決しました。

### 議案13号

### 職員の給与と 勤勉手当を引き上げ

県人事院勧告を尊重し、職員給与の民間と  
の格差解消のため、若年層に重点を置いて給  
与を0・3%引き上げ、勤勉手当を0・1月  
分引き上げるもの。

【採決】全会一致で可決しました。

## 議案10号

### 管理職手当 10%カット継続

28年3月31日までとなつている管理職手当  
の10%減額を、29年3月31日まで1年間延長  
するもの。  
管理職は4月1日現在、課長補佐2人、課  
長9人の計11人。減額総額は1年間で50万円  
となる見込み。

【採決】賛成10人、反対1人で可決しました。

## 議案14号

### 税条例を改正

#### 分割納付が可能に

##### 【質疑】

この条例でどのように変わるのか。

答 期別に納めること

ができる方は相談に来てもらい、毎月納付にして、年度内に完納することができるよう改正するもの。



## 議案16号

### 国保税の最高限度額を引き上げ

国民健康保険被保険者の低所得者に対する税負担軽減を図るため、医療分と後期高齢支援分の最高限度額を引き上げる。

結果として5割軽減、2割軽減の対象世帯を拡大する措置を講じるもの。

##### 【質疑】

この改正で限度額が引き上がる人、あるいは軽減を受けられる人はどのくらいいるのか。

答 細かくは積算していない。27年度の限度額超過世帯は54世帯、

5割軽減世帯は145世帯、2割軽減が10世帯だった。

【採決】全会一致で可決しました。

| 計    | 介護   | 後期高齢 | 医療   | 改正前  | 改正後 |
|------|------|------|------|------|-----|
| 85万円 | 16万円 | 17万円 | 52万円 | 54万円 |     |
| 89万円 | 16万円 | 19万円 | 52万円 | 54万円 |     |

## 議案1号

### 浅川町行政不服審査会条例

今まで、不服申し立てがあつた場合には、町で申し立てについての裁決をしていましたが、今後は、行政不服審査会で審査するとするもの。

【採決】全会一致で可決しました。

# 平成27年度 一般会計補正予算



## 東電賠償 まだ75%

27年度一般会計予算に8,937万円を追加し、総額を33億7万円とするもの。補正予算の主な項目は表のとおりです。

賠償金571万5000円は、東京電力株式会社よりの賠償金でした。

答 共通財産の売り払いは4件あつた。2件は、法定外農道敷地と水道敷地の払い下げだった。もう1件は県道の舗道拡幅に伴い、浅川小学校の敷地の一部を

問 町有地の売り払い（収入が計上されていが売り払いをする場合、価格の決め方、希望者の募り方はどう

普通財産に組み替えをして県に売却した。これらの中には背戸谷地内の公用地だった。ここについて

から答申をいただいており、価格はなるべく高く、売却相手は公益や隣接所有者等を考慮するよう」ということで、これらを加味して

### 質疑

#### 町有地の売却は

#### ■主な補正の項目

(単位:万円、千円未満切り捨て)

歳入

| 項目         | 補正額    |
|------------|--------|
| 地方交付税      | 2,185  |
| 土木費国庫補助金   | 25,989 |
| 不動産売却収入    | 6,790  |
| 東京電力損害賠償金  | 5,715  |
| 農林水産業費県補助金 | 531    |

歳出

| 項目             | 補正額    |
|----------------|--------|
| 定住促進住宅管理費      | 8,684  |
| 浅川町ふるさと応援基金積立金 | 315    |
| 電子計算費          | 16,775 |
| 保険基盤安定分        | 1,233  |
| 道路維持費          | 44,170 |
| 予備費            | 16,785 |



## ■ 東京電力への損害賠償請求及び領収一覧 ■

平成23年度分

| 内 容                                      | 請求額        | 領収額       |
|--|------------|-----------|
| 食品中の放射性セシウム等濃度を測定する機器 1台購入(日立アロカ製)       | 2,777,500  | 2,777,500 |
| 貸出用一般住宅除染用高圧洗浄機購入 129,150円×10台           | 1,291,500  | 1,291,500 |
| 職員超過勤務手当、除染に伴う事務手続き (2名分)                | 50,086     | 50,086    |
| 牛糞堆肥検査、検査立会報償費 5,800×5名×2回               | 58,000     | 0         |
| 飛散防止シート44,900円、サンプリング用具4,071円購入          | 48,971     | 0         |
| 塩化カリウム20kg 2,000袋購入                      | 3,870,000  | 3,870,000 |
| 富士電機(株)型式: NHJ2 1台購入                     | 488,250    | 0         |
| 玄米放射線物質測定料、全農福島22検体×4,200円               | 92,400     | 0         |
| ファックス付き電話機 1台購入                          | 19,800     | 0         |
| 測定用発泡容器等購入                               | 12,910     | 3,518     |
| 臨時職員賃金 5,500円／日 (24.1.5～24.3.31)         | 319,000    | 128,020   |
| ラディPA-1000堀場製 5台購入(中学校、小学校3校、幼稚園)        | 551,250    | 551,250   |
| 高圧洗浄機 5台購入 (中学校、小学校3校、幼稚園)               | 255,000    | 255,000   |
| 汚れ落とし用マット 10枚購入(中学校、小学校3校、幼稚園)           | 200,000    | 0         |
| 学校プールが使用不可のため、町外の屋内プールへ移動するためのバス借上料(23回) | 870,000    | 0         |
| 食品放射能検査機器購入費用                            | 1,005,900  | 1,005,900 |
| 合 計                                      | 11,910,567 | 9,932,774 |

平成24年度分

| 内 容                                      | 請求額       | 領収額       |
|--|-----------|-----------|
| 軽トラック 1台購入 (除染事業に使用するため)                 | 935,800   | 0         |
| 職員超過勤務手当、担当職員1名分(除染事務手続き等) H24.4～H25.3   | 32,340    | 32,340    |
| 除染事業事務補助1名 (H24.4～H25.3)                 | 1,177,620 | 1,177,620 |
| 塩化カリウム20kg 40袋購入                         | 77,400    | 77,400    |
| 放射線測定臨時職員賃金、測定員2名 (H24.4～H25.3)          | 2,365,000 | 0         |
| 内部被ばく検査事務、担当職員1名分                        | 284,880   | 0         |
| 線量計配布通知代7,735円(65円×119通) 測定結果通知7,735円(〃) | 15,470    | 0         |
| 用紙代 3,486円 封筒代 13,608円 保管棚 8,940円        | 26,034    | 0         |
| 合 計                                      | 4,914,544 | 1,287,360 |

下水道分

| 内 容                     | 請求額       | 領収額       |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 汚泥保管処分費用                | 2,124,990 | 2,124,990 |
| 〃                       | 1,623,828 | 1,623,828 |
| 〃 (理由: 対象外の汚泥分析を請求したため) | 2,212,566 | 2,196,816 |
| 計                       | 5,961,384 | 5,945,634 |

上水道分

|                 |           |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| モニタリング検査費用      | 89,850    | 89,850    |
| 〃               | 55,510    | 55,510    |
| 〃               | 40,163    | 40,163    |
| 「押し出し時間外」超過勤務手当 | 471,222   | 471,222   |
| モニタリング検査費用      | 260,500   | 260,500   |
| 〃               | 356,400   | 356,400   |
| 計               | 1,273,645 | 1,273,645 |
| 合 計             | 7,235,029 | 7,219,279 |

|       |            |            |
|-------|------------|------------|
| 総 合 計 | 24,060,140 | 18,439,413 |
|-------|------------|------------|

東電に請求した  
賠償金の未払分の  
賠償見通しは

問 東電からの賠償金  
が入ってきたようだが、  
配られた資料でまだ支  
払われていないものに  
ついては、払つてもら  
える見通しがあるのか。

答 今年4月からそれ  
ぞれ東電の担当者と話  
を詰めてきた。資料の  
通り収入になつており、  
それ以外については、  
東電の担当者との話  
で

は、かなり難しいとい  
う返答で、困難だと思つ  
ている。

【採決】 した。  
全会一致で可決しま

## 議案21号

# 浅川町第5次振興計画 全会一致で可決

## 【質疑】

問 浅川町の10年後を見越したこの計画の基本的な所信は。

答 今回新たにキヤツチフレーズを「笑顔あふれる住みよいまち浅川」に変えたように、本当にいい町に住んでよかつたなと思える町づくりをしたい。

## 議案20号

# 吉田富三記念館の指定管理者

## 【採決】 請願第1号

問 今回、重点プロジェクトという考えが計画の中に出てきているが、新たな取り組みか。

答 特別にプロジェクトチームを作るわけではなく、あくまで重点



## 【採決】 看護師等の労働環境改善を求める請願

## 請願第1号

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

吉田富三記念館

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

紹介議員 角田 勝

上野信直

働環境の改善を図るとともに、医師、看護師、

理事 内田宗寿

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

働環境の改善を図るとともに、医師、看護師、

指定管理者となる団体の名称

一般財団法人浅川町  
吉田富三顕彰会

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

理事 内田宗寿

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

従つて、夜間、交替勤務を行う看護師及

行委員長 野地寿子

び介護従事者などの労

指定管理の期間

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

請願者 福島県医

&lt;p

## ■ 3月定例会採決一覧

○賛成 ×反対 議長は採決に加わらない

| 議案番号   | 渡辺<br>幸雄 | 金成<br>英起 | 須藤<br>浩二 | 緑川<br>富士男 | 江田<br>文男 | 笠島<br>亮二 | 水野<br>秀一 | 田中<br>重忠 | 上野<br>信直 | 角田<br>勝 | 久保木<br>芳夫 | 円谷<br>忠吉 | 議決結果<br>(賛成：反対) |   |
|--------|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|-----------|----------|-----------------|---|
| 議案第1号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第2号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第3号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第4号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第5号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第6号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第7号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第8号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第9号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ×        | ×        | ×       | ○         | —        | 可決<br>(8: 3)    |   |
| 議案第10号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ×        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(10: 1)   |
| 議案第11号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ×        | ×        | ×       | ○         | —        | 可決<br>(8: 3)    |   |
| 議案第12号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ×        | ×        | ×       | ○         | —        | 可決<br>(8: 3)    |   |
| 議案第13号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第14号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第15号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第16号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第17号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第18号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第19号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第20号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第21号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第22号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ×       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(10: 1)   |
| 議案第23号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第24号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第25号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第26号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第27号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第28号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 請願第1号  | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第29号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ×        | ×        | ×       | ○         | —        | 可決<br>(8: 3)    |   |
| 議案第30号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第31号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ×        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(10: 1)   |
| 議案第32号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第33号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第34号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第35号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
| 議案第36号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ×       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(9: 2)  |
| 議案第37号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(10: 0)   |
| 議案第38号 | ○        | ○        | ○        | ○         | ○        | ○        | ○        | ○        | ○        | ○       | ○         | ○        | —               | 可決<br>(11: 0)   |
|        |          |          |          |           |          |          |          |          |          |         |           |          |                 | 議案第1号 浅川町行政不服審査会条例を定めることについて<br>議案第2号 浅川町行政不服審査法の規定による提出書類等の交付に係る手数料に関する条例を定めることについて<br>議案第3号 浅川町中央公民館条例を定めることについて<br>議案第4号 浅川町体育施設条例を定めることについて<br>議案第5号 浅川町公告式条例の一部改正について<br>議案第6号 浅川町行政手続条例等の一部改正について<br>議案第7号 浅川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について<br>議案第8号 浅川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について<br>議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について<br>議案第10号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について<br>議案第11号 浅川町長の給与に関する条例の一部改正について<br>議案第12号 浅川町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について<br>議案第13号 職員の給与に関する条例の一部改正について<br>議案第14号 浅川町税条例の一部改正について<br>議案第15号 浅川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について<br>議案第16号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正について<br>議案第17号 営造物の使用料徴収条例の一部改正について<br>議案第18号 単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例を廃止する条例を定めることについて<br>議案第19号 浅川町地域の元気臨時交付金基金条例を廃止する条例を定めることについて<br>議案第20号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について<br>議案第21号 浅川町第5次振興計画基本構想の策定について<br>議案第22号 平成27年度浅川町一般会計補正予算(第5号)<br>議案第23号 平成27年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)<br>議案第24号 平成27年度浅川町介護保険特別会計補正予算(第4号)<br>議案第25号 平成27年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)<br>議案第26号 平成27年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)<br>議案第27号 平成27年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)<br>議案第28号 平成27年度浅川町上水道事業会計補正予算(第2号)<br>請願第1号 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書<br>議案第29号 平成28年度浅川町一般会計予算<br>議案第30号 平成28年度浅川町国民健康保険特別会計予算<br>議案第31号 平成28年度浅川町宅地造成事業特別会計予算<br>議案第32号 平成28年度浅川町介護保険特別会計予算<br>議案第33号 平成28年度浅川町介護サービス事業特別会計予算<br>議案第34号 平成28年度浅川町農業集落排水事業特別会計予算<br>議案第35号 平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計予算<br>議案第36号 平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計予算<br>議案第37号 平成28年度浅川町上水道事業会計予算<br>議案第38号 平成27年度浅川町一般会計補正予算(第6号) |

## 5人の議員が質問

(通告順)

### 1 江田文男 議員

- (1) 国道118号コメリ前の交差点に防犯カメラを設置すべき
- (2) 小学校、中学校の給食費を無料化へ
- (3) 幼稚園授業料無料化への市町村よりいち早く実施すべき

### 2 緑川富士男 議員

- (1) 町道のセンターラインの補修を

### 3 田中重忠 議員

- (1) 旧会田病院診療所跡建物の町図書館への活用について
- (2) 第5次進行計画と実施計画について
- (3) 町有林管理の現状について
- (4) 子ども園建設について
- (5) 本気で横領公金の回収に取り組むべきではないか
- (6) 介護保険制度と介護サービスの利用について

### 4 角田勝 議員

- (1) 町立小学校の統合について、アンケート調査などにとりくみ、話し合いを進めるときではないか
- (2) 幼保一体化事業について
- (3) 駅前から国道118号への県道延伸について
- (4) 重度心身障害者医療費の窓口負担をなくす、現物支給の実現を
- (5) 防犯、危険防止、火災予防などの空家対策を急ぐべき
- (6) 元、会田病院診療所跡の町立図書館建設と利用について

### 5 上野信直 議員

- (1) 761万円にものぼる公共下水道加入者負担金徴収不能問題の原因、再発防止策、責任について伺う
- (2) 補助金にも関わってくるまちづくりの企画立案部門の確立を
- (3) 介護保険給付から外される要支援1・2のデイ、ヘルプへの対応を再度伺う
- (4) 腐食したのも目立つ消火栓ホース格納箱は長持ちするよう手入れを
- (5) 信号機に「車両感知中」の設置及び大型店の交通安全対策を
- (6) 幼保一体化施設の建設計画は、もっとムダを省く努力をすべき
- (7) 町長は東電・国の言う「20ミリシーベルト受忍」論をどう考えるか

町の考え方  
ただす

町民の声を  
伝える

町政に  
生かす

一般質問は3月9日に行われました。 今回は5議員から計23件の通告があり、議論が交わされました。11の方が熱心に傍聴されました。



江田文男議員

# コメリ前の交差点に防犯カメラの設置を

公共施設以外への設置は考えていない

**問** 日本全国防犯カメラを設置する動きが急速に広がっている。事件や犯罪の解決には防犯カメラの映像が大きな役割を果すことが大きな要因。本町にも設置すれば監視の目は着実に増えることになる。事件は田舎だからとか都会だからというのは関係なくどこでも起きる時代。設置費用や場所の確保など課題もあるが、コメリ前の交差点は本町で一番の車の通りが激しい所。町民が少しでも安心安全に生活でき、犯罪の抑止力のためにも設置をお願いしたい。



**町長** 先の議会において質問があつたが、公共施設以外への防犯カメラの設置については考えていない。

現在のところ考えていない

# 幼稚園の授業料無料化を

**問** 日本は人口減少。特に少子化はさらに続くと思う。子ども減少が進んでいるから各町村は子育て支援をさらに強化して若い世代の人口増を願っている。以前、各市町村は子育て支援強化の一つとして18才未満の医療費無料化を実施し、今完全に浸透している。今後はさらに幼稚園授業料無料化へ進むと思う。

すべき。

**教育長** 平成25年4月から子育て支援の一環として減額を行っている。無料化については現在のところ考えていない。

# 旧会田診療所の図書館への活用費用は

今後設計を委託するのでまだ不明

**町長**

①2月末日現在で1066人、月平均97人となっている。  
②平成28年度当初予算に設計委託料を計上し



④図書館運営には館長ほか何人の職員、有資格者が必要なのか。  
⑤図書館のオープン時期は、いつ頃を予定しているのか。

③図書館の運営費用は年間いくらくらい必要か。

①公民館図書館の利用は、現在月何人、年何人の利用者があるのか。

②町図書館の開設にはどれくらいの費用がかかるのか。

③図書館の運営費用は年間いくらくらい必要か。

④職員の配置等も今後検討する。年間の運営費用は未定である。

⑤有資格者の配置については、法律で特に規定ではなく、今後図書館条例を制定し、土曜日、日曜日の開館なども想定し検討していく。

⑥平成29年度中の開館を目指していく。



田中重忠議員

た。特殊な構造の建物だつたことから、内部、屋根及び外壁等を精査し設計を進めていく。現在のところ不明である。

現在のところ不明である。

## こども園の多目的遊戯スペースは安全か

### 防犯力メラ設置等を検討

**町長**

①と②は協議会で取り組んでいる」との町長答弁は、事実に反しているのではない。

③多目的遊戯スペース6室の出入り口は、安全対策上問題ではないか。

④総事業費浅川町14億5千万円と、玉川村12億3千8百万円の差額、2億2千万円の違いは具体的に何が要因か。

⑤こども園建設事業を担当しているのは、何名で誰か。「府内全員

①造成工事費2億2千万円の工事概要を聞きたい。

②外構工事費1億2千万円、購入備品費5千

万円の内容を聞きたい。

③送迎時間以外については、門扉を閉め対応したい。町道入口については防犯力メラも検討し、問題がないよう考えていく。

施設の検討、施設補助の算出、協議など、府舎内の職員、現場職員全員で協力している。

で説明したとおり。

④立地条件、構造が違ったため、比較の材料にはならない。

⑤保健福祉課が担当し、担当課長が担つてている。



角田 勝議員



## 統合についてアンケートの実施を

### 地域住民の合意形成を 重要視し予定はない

問

町内小学校の統合問題は福貴作地域からの要望も出されたが、山白石の若いお母さんからも「通学区域を越えて浅小に行っているのは里小でも山小でも今年もあります。町は統合問題を進めてほしい」との声が寄せられている。もちろん押し付けてやるなどは決してやってはならない。しかし統合には数年かかり、跡地利用についても同じだと思う。そこで町は保護者や地域の方々との合意形成等のためにアンケート調査を実施し、充分協議を進めるべきではないか。

町長

統合問題については以前の一般質問で答えたとおり、保護者及び地域住民の皆様方の合意形成や、盛り上がりが重要だと思う。アンケート調査については、現在のところ予定はない。跡地利用についても、統合が決まってから検討をする。

## 幼保一一体化バス代は無料に

### 時代とともに検討していくもの

問

平成30年4月からの実施めざして事業が進められている。ムダを省いた施設建設と共に発足時の問題点について伺う。

町長

①これまで同様、通園バスを運行する。利用料については、時代とともに検討していくものと考える。

①通園バスは希望すれば全員乗れるのか。月1500円のバス代は無料とすべき。

②これも時代とともに検討していく。

③保育所と幼稚園が一つになる施設なので、それぞれ施設の運営についても異なるものがるので、様々に検討していく。

④職員数は子どもの数によって毎年変動する。このようなことも考慮して、採用の条件緩和

④嘱託職員の正職員へい。町でも実行し子育て施策の充実をはかるべき。

③保育所と幼稚園の預り保育に時間差があり統一して（20分）欲しい。

④嘱託職員の正職員へい。

# 徴収不能問題の責任を明確に

## 徴収事務の強化を図る



上野信直議員

**問** 公共下水道加入者負担金の徴収業務がきちんとなされず、1割近い761万円が時効で徴収できなくなつた問題で再度お尋ねする。

私は、棚倉町の状況を調査した。棚倉町の加入者負担金は1m<sup>2</sup>につき500円で、100坪だと16万5000円と浅川町より高いと言えるが、それでも収納率は98・6%だった。浅川町の収納業務が適切でなかつたことは明らかだ。

問題が起きた原因と再発防止策、さらに町長が自らの処分を行い、責任を明確にする考え方があるかどうか伺う。

**町長** 滞納整理には取り組んできた。再発防止策としては、督促状及び催告書による文書送付等、徴収事務の強化を図るとともに、役場内において職員を対象にした「債権の時効等徴収事務」の説明会を開催し、これらの防止策を講じている。私の責任については、先の議会で説明及び報告し、お詫びを申し上げており、自らの処分は考えていない。

**問** 原発事故を引き起こした国・東電を相手に、約4000人が原告になって原状回復と損害賠償を求める裁判が進められている。この中で国と東電は、

23マイクロシーベルトという値は、国際放射線防護委員会が、緊急時被ばく状況において、避難を含む放射線防護措置を実施する目安として示した20ミリシーベルトから100ミリシーベルトのうち、日本政府が避難指示基準として採用したものである。20ミリシーベ

## 避難指示基準として採用したもの

# 国・東電の「20ミリシーベルト受忍論」をどう思うか

**町長** 20ミリシーベルトという値は、国際放射線防護委員会が、緊急時被ばく状況において、避難を含む放射線防護措置を実施する目安として示した20ミリシーベルトから100ミリシーベルトのうち、日本政府が避難指示基準として採用したものである。20ミリシーベ



▲今年も実施される米の全袋検査



緑川富士男議員



## 里白石寺ノ前の センターライン補修を

計画的に対処する

**問** 里白石寺ノ前から山白石木和田塚までの町道のセンターラインが消えている所があり、中央を走る車がある。危険なのでセンターラインの補修をすべきではないか。

**町長** 町道における交通安全を確保するうえで白線等は必要不可欠であり、今年度はガード付近までの300メートルを実施する。残りの延長が2600メートルあるので、計画的に対処したい。

議会傍聴におこしください

### 平成28年6月定例会

6月9日（木）から予定  
— 9時開会 —

議会傍聴の手続きは簡単です。2階傍聴席入口で住所と名前を書くだけで、だれでも傍聴することができます。

一般質問は6月10日（金）に行われる予定です

# あの提言はどうなってるの？

## 県道の歩道と駅前の歩道整備を

議員が行う質問や提言が、町政にどう反映されているか。これまでの質問の中から一部を取り上げ、その後どうなったか追跡してみまし

平成25年  
12月定例会

答

事あるたびに県に要望をしている。優先順位があり順番待ちをしている。

問

道幅が狭く歩道が整備されていない県道に歩道の新設を。

平成25年  
3月定例会

答

「補修工事にて対応する。今しばらく待つてほしい。」という県の回答である。

問

駅前通り歩道の木製タイルが破損し危険である。早急に改修を。



### 改修が始まった歩道整備



背戸谷地地内の改修された歩道



駅前歩道 木製タイルを取って応急措置されました

# 交流のページ

## 古里写真館 Photograph

Vol. 1

久保木氏「堀川山の山腹治山事業の状況と思う。当時の地元の人達の面影がうかがわれ、現在も工事箇所は確認できます。」

昭和20年頃

大草字殿内前

大草 久保木芳夫氏提供



昭和28年当時の浅川中学校

大草 佐川富美氏提供

佐川氏「当時の木造校舎がなつかしく思い出されます。1クラスにこれほどいました。」

### | お願い |

古里の写真をお持ちの方は、ぜひご連絡下さい。誌上でご紹介させていただきます。

浅川町議会事務局 36-1182

昭和17年夏。本町緑川電器店付近にあつた大瀧屋菓子舗前に揃つた両町青年団(現両町青年会)火師だったのですね。荒町 金成英起氏提供



シリーズ  
39

# 浅川の歴史さんぽ

## 江戸時代文化年間の — 浅川町の酒造り業 酒屋さん —



— 寄稿 —

浅川町里白石郷土史家

川音正平さん

掲載した写真板の文書は、文化元年（1804）の年に書かれたもので、越後高田藩領浅川陣屋支配領内の酒造りについて調べたことを書き連ねたものです。

領内には124の町村があり、当時も人家の密集していた場所を町と称し、下泉町、高田町、浅川町と3つの町があり、その外の121の集落は村と称していました。

この時代に酒造りと、酒の販売を許されていたのは、大庄屋家と、庄屋家を務めている家ののみでした。浅川町内の酒屋さんだけ抜書きしてみると、

記

天明8年書上高四百五拾石

陸奥国石川郡浅川町

酒造人 矢吹孫三郎

一造酒米石式百石

外ニ米式百五拾石当子年よりめり

天明8年書上高六拾石

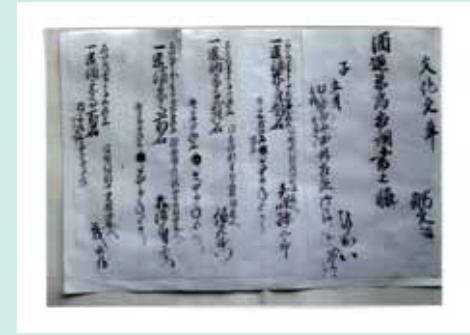
石川郡浅川町里白石

酒造人 徳左衛門

一造酒米高二拾石

外ニ米四拾石当子年よりめり

天明8年書上高百五拾石



陸奥国石川郡山白石村

酒造人 松浦勇右衛門

一造酒米高百石

外ニ米五拾石当子年よりめり

天明8年書上高九拾石

陸奥国石川郡中里村

酒造人 茂兵衛

一造酒米高百石

内米拾拾石当子年より増

浅川町には、酒造高は異なるが4軒の酒屋さんがあったことが分かり、大庄屋であった矢吹家と、松浦家は名字帶刀が許されていたのである。里白石の庄屋家徳左衛門は、緑川力家の先祖で、問屋（といや）とも呼ばれ荷主の委託を受けて、口銭をとり運搬業も行なっていた。

中里の庄屋家茂兵衛は、高坂金夫家の先祖である。

嫁取り婿取りの縁組は、当時は格式があつて、大庄屋は大庄屋家どうし、庄屋は庄屋家どうしで行われていたといわれる。

◇参考文献

・浅川町史資料編



編  
集  
後  
記

一雨ごとに春の息吹が聞こえてくる季節、東京電力の原発事故から五年目を迎え一日も早い風評被害等の払拭を願っております。

町民の皆様には議会の情報誌として愛読くださる様お願いするとともに、皆様のご健勝を祈念致します。

渡辺幸雄

広報特別委員会

上野 信直  
金成 英起

須藤 浩二  
水野 秀一

渡辺 幸雄  
久保木芳夫